

# 京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程

令和7年1月31日  
京都府公立大学法人規程第49号

## (目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人（以下「本法人」という。）における大学発ベンチャー企業（以下「大学発ベンチャー」という。）について、本法人の認定等に係る取扱いを定めることにより、大学発ベンチャーによる社会課題の解決及び社会貢献の実現を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 大学発ベンチャー

次のいずれかに該当するものをいう。

#### ア 知的財産活用型ベンチャー

本法人に帰属する知的財産を活用するために設立の準備を行い、又は設立した企業

#### イ 教職員・学生等設立ベンチャー

本法人の役員、教職員又は学生が大学発ベンチャーの代表者、役員若しくは経営に実質的に関与する者（以下「ベンチャー役員等」という。）となり、運営している企業

### (2) 知的財産

京都府公立大学法人知的財産ポリシー（平成21年4月1日制定）の「2 ポリシーの対象となる知的財産」に掲げる知的財産をいう。

### (3) 役員

京都府公立大学法人定款第8条に規定する者をいう。

### (4) 教職員

本法人と雇用関係がある者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号）の適用を受ける教職員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年京都府条例第36号）の規定に基づき派遣される職員を除く。）

イ 京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第4号）の適用を受ける教職員

ウ その他理事長が特に認めた者

### (5) 学生

ア 京都府立医科大学（以下「府立医大」という。）又は京都府立大学（以下「府立大」という。）に在籍中の学部生、大学院生及び研究生

イ その他理事長が特に認めた者

### (6) 企業

株式会社、合同会社、有限責任事業組合、協業組合その他の法人をいう。

## (大学発ベンチャー審査委員会)

第3条 本法人における大学発ベンチャーの認定等に当たり、府立医大においては京都府立医科大学発ベンチャー審査委員会（以下「府立医大審査委員会」という。）を設立し、府立大においては京都府立大学発ベンチャー審査委員会（以下「府立大審査委員会」という。）を設置する。

2 大学発ベンチャー審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (認定の手続)

第4条 大学発ベンチャーとして法人の認定を申請する企業の代表者（以下「代表者」という。）は、認定申請書（別記様式第1号）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請があったときは、当該大学発ベンチャーと関連する府立医大審査委員会又は府立大審査委員会（以下「当該審査委員会」という。）に審査を付託するものとする。

- 3 前項の付託を受けた当該審査委員会は、別に定める審査（認定）基準に基づき申請内容について審査の上で、審査結果を理事長に上申するものとする。
- 4 理事長は、前項の上申があったときは、上申内容を踏まえた上での当該申請に対する認定又は不認定の決定について法人理事会において審議するものとする。
- 5 理事長は、前項の理事会での審議結果について結果通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 6 認定期間について、第2条第1号アとして認定する場合は認定の日から5年間、第2条第1号イとして認定する場合は認定の日から2年間とする。ただし、再申請による延長を妨げない。
- 7 代表者は、第5項に規定する認定を受けた後、認定時の申請内容に変更が生じたときは、申請内容変更届出書（別記様式第3号）により速やかに理事長に届け出るものとする。
- 8 理事長は、前項の報告があったときは、当該審査委員会に変更内容の点検・評価を指示するものとする。
- 9 当該審査委員会は、前項の指示を受けて点検・評価した結果、その変更が審査（認定）基準に関する重要な変更であると認められる場合は、変更内容について再度、審査の上で審査結果を理事長に上申するものとする。
- 10 理事長は、前項の上申において不認定との審査結果が示された場合は、上申内容を踏まえた上で、法人理事会で審議し、認定又は不認定を決定する。なお、不認定となった場合は、第11条の規定により認定の取消を行うものとする。

#### （申請の条件）

第5条 前条第1項の申請は、大学発ベンチャーが次の各号のすべてを満たす場合に行うことができる。

- (1) 第2条第1号ア又はイの定義に該当していること。
- (2) 第2条第1号イとして申請する場合は、設立後少なくとも一事業年度の決算を経過し、その決算報告を終了していること。
- (3) 事業の内容等が公序良俗及び消費者契約法（平成12年法律第61号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、割賦販売法（昭和36年法律第159号）その他の消費者保護に関する法令（以下「消費者保護法令」という。）に反しないこと。
- (4) 本法人並びに府立医大及び府立大に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (5) 自社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために認定を受けるものではないこと。
- (6) 単に他者の製品を販売する小売業、サービス業等ではないこと。
- (7) 認定申請書、添付書類、財務状況等の内容を考慮し、適切な事業の実施が見込まれること。
- (8) 本法人の教職員がベンチャー役員等になる場合にあっては、京都府公立大学法人教職員兼業規程（京都府公立大学法人規程第10号）、京都府公立大学法人の利益相反の管理に関する規程（京都府公立大学法人規程第32号）その他本法人並びに府立医大及び府立大における関係法令及び関係規程等に定める所要の手続、許可等が適正に行われているとともに、各大学の学部長の承諾を得ていること。
- (9) 本法人の役員がベンチャー役員等になる場合にあっては、本法人における関係法令及び関係規程等に定める所要の手続、許可等が適正に行われているとともに、理事長の承諾を得ていること。
- (10) 本法人の学生がベンチャー役員等になる場合にあっては、府立医大及び府立大における関係法令及び関係規程等に定める所要の手続、許可等が適正に行われているとともに、当該学生の教育に責任を負う担任教員等の承諾を得ていること。
- (11) ベンチャー役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

#### （称号の授与等）

- 第6条 理事長は、第4条の規定により認定した大学発ベンチャー（以下「認定ベンチャー」という。）に対して、称号記（別記様式第4号）により大学発ベンチャーの称号を授与するものとする。
- 2 府立医大に関連し認定を受ける認定ベンチャーにあっては「京都府立医科大学発ベンチャー」の称号、府立大に関連し認定を受ける認定ベンチャーにあっては「京都府立大学発ベンチャー」の称号を使用することができるものとする。
- 3 前項の称号を授与された認定ベンチャーは、当該大学のロゴマークを使用することができるものとする。
- 4 第2項及び前項による称号及びロゴマークの使用期間は、第4条第6項の規定により認定した期間の末日までとする。

#### （便宜措置）

- 第7条 府立医大又は府立大は、認定ベンチャーの代表者からの申請があった場合、当該称号を授与した大学（以下「称号授与大学」という。）の管理・運営及び教育・研究・診療等に支障が生じない範囲内において、次の措置を講じることができるものとする。
- (1) 事務室又は研究室として称号授与大学内の施設を貸与すること。
- (2) 貸与した施設について、貸与期間中における認定ベンチャーの所在地とする商業登記を許可すること。
- (3) 研究設備等の利用を許可すること。
- (4) その他称号授与大学の学長が必要と認めること。
- 2 前項に規定する便宜措置を行う期間は、第4条第6項の規定により認定した期間の末日までにおいて称号付与大学の学長が定めるものとする。ただし、第4条第6項ただし書に規定する再申請による延長を妨げない。
- 3 認定ベンチャーの代表者は、第1項の便宜措置を申請する場合は、便宜措置申請書（別記様式第5号）を称号授与大学の学長に提出するものとする。なお、便宜措置の内容変更を申請する場合は、便宜措置変更申請書（別記様式第6号）を称号授与大学の学長に提出するものとする。
- 4 称号授与大学の学長は、前項の申請（便宜措置の内容変更の申請を含む。）があった場合は、必要に応じて第1項各号の便宜措置を講じるものとし、便宜措置通知書（別記様式第7号）により代表者に通知するものとする。

#### （免責）

- 第8条 本法人は、大学発ベンチャーの認定により、認定ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質並びに経営状況を保証するものではなく、認定ベンチャーが負うべき法的責任について、本法人は何ら責任を負うものではない。
- 2 大学発ベンチャーの認定又は認定の取消により、認定ベンチャー又は第三者に損害が生じた場合、本法人は当該損害を賠償する義務を負わない。

#### （損害賠償）

- 第9条 認定ベンチャー及び認定ベンチャーであった企業等は、称号の使用により本法人に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

#### （現状報告）

- 第10条 認定ベンチャーの代表者は、毎年認定ベンチャーで定めた決算日から3箇月以内に事業報告（別記様式第8号）により、当該認定ベンチャーの活動に関する事業の実施内容を理事長に報告するものとする。
- 2 前項の規定のほか、認定ベンチャーが次の各号のいずれかの適用を受けたときは、代表者、清算人、管財人又は破産管財人は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。
- (1) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行ったことにより同法に基づき処罰をされた場合
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手続

- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める解散
  - (6) 消費者保護法令違反による行政処分を受けた場合及び消費者団体訴訟を提起された場合
  - (7) その他法令違反による処分を受けた場合
- 3 理事長は、第 1 項の報告があったときは、当該審査委員会に報告内容の点検・評価を指示するものとする。
- 4 当該審査委員会は、理事長の指示を受けて点検・評価を実施した上で、第 11 条に規定する認定の取消に該当する事由が認められた場合には、理事長にその旨を報告するものとする。

#### (認定の取消)

第 11 条 本法人は、認定ベンチャーが次の各号のいずれかの事由（以下「認定取消事由」という。）に該当するときは、直ちに認定を取り消すものとする。

- (1) 企業活動において、第 2 条第 1 号ア又はイのいずれかに該当しないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 認定ベンチャーとしての企業活動の実態が認められないとき。
- (3) 認定ベンチャーから認定解除申出書（別記第 9 号様式）の提出があったとき。
- (4) 前条第 1 項に規定する事業報告を指定された期限までに提出しないとき。
- (5) 前条第 2 項の報告があったとき。
- (6) 第 4 条第 10 項に規定する法人理事会での不認定の決定があったとき。
- (7) 認定ベンチャー又はベンチャー役員等及び従業員が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 反社会的勢力であると認められるとき。
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、反社会的勢力を利用するなどの事実が認められるとき。
  - ウ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、本法人が認定ベンチャー又はベンチャー役員等に対して当該契約の解除を求め、認定ベンチャー又はベンチャー役員等がこれに従わなかつたとき。

- 2 本法人は、認定ベンチャーが次の各号の認定取消事由に該当するときは、第 12 条に規定する意見聴取の結果に基づき法人理事会において認定の取消の可否を審議するものとする。
- (1) 第 5 条に規定する申請の条件を満たしていないと認められるとき。
  - (2) 第 7 条に規定する便宜措置に対して不適切な使用又は利用があった認められるとき。
  - (3) 社会的信用を失墜させる行為があったと認められるとき。
  - (4) 次の要件を満たす法令違反に関する通報があったとき。
    - ア 通報内容に具体的な事実関係が記載されているとき。
    - イ 通報に基づく法令違反の疑いを裏付ける根拠資料又は物証が提示されているとき。
    - ウ 通報が明らかに虚偽又はいたずらであると認められないとき。
  - (5) その他の理由により、認定ベンチャーとして称号の授与を維持することが適当でないと理事長が認めるとき。
- 3 認定を取り消す場合、理事長は認定取消通知書（別記様式第 10 号）により認定ベンチャーに通知する。第 6 条に基づく称号の授与等及び第 7 条に基づく便宜措置については認定の取消に伴い同時に効力を失う。なお、認定ベンチャーは、認定取消通知書を受けた日以降、認定を受けた事実を事業に使用又は利用してはならない。

#### (意見聴取)

第 12 条 本法人が、前条第 2 項に規定する大学発ベンチャーの認定の取消を行おうとする場合は、認定ベンチャーに対して、当該審査委員会による意見聴取の手続を行うものとする。

- 2 理事長は、意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当の期間を設けた上で、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
- (1) 認定取消の根拠となるこの規程の認定取消事由の該当条項
  - (2) 認定取消の原因となる事実
  - (3) 意見聴取の期日及び場所
  - (4) 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 3 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示するものとする。
- (1) 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見聴取の期日における出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
  - (2) 意見聴取が終結するまでの間、当該認定取消の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 理事長は、認定ベンチャーの所在が判明しない場合においては、第2項に規定する通知を、当該企業の名称、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに理事長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも認定ベンチャーに交付する旨を当該称号授与大学の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその企業に到達したものとみなす。
- 5 理事長は、認定ベンチャーが正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第3項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、あらためて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

（事務）

第13条 大学発ベンチャーに係る事務は本法人においては経営戦略室、府立医大においては大学事務局研究支援課、府立大においては大学事務局企画・地域連携課において行う。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（規程第49-1号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

認定申請書

年 月 日

京都府公立大学法人  
理事長 様

所属  
職名又は学籍番号等  
氏名  
連絡先（電話）  
(E-mail)

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程の内容をすべて同意した上で、大学発ベンチャー企業の認定を申請します。

申請に当たっては同規程第5条の申請条件をすべて満たすことを誓約するとともに、認定の上は、京都府公立大学法人及び当該法人が設置する各大学が定める諸規程及び法令等を遵守することを誓約します。

また、貴法人から授与された称号の使用において、当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合には、当方で処理し、貴法人及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

- 1 設立状態（□新規 □既設）
- 2 企業名、所在地、代表者名、代表者区分
- 3 連絡先（電話、E-mail）
- 4 事業開始日等（設立日、事業開始日）
- 5 資本の額（又は出資の総額）
- 6 役員等数  
(うち京都府公立大学法人教職員が含まれる場合は、その者の所属・氏名・企業内での役職)
- 7 常時使用従業員数  
(うち京都府公立大学法人教職員が含まれる場合は、その者の所属・氏名・企業内での役職)
- 8 事業の形態
- 9 事業の概要（分野、事業計画等の記載を含む。）
- 10 事業化しようとする研究成果の概要
- 11 大学発ベンチャーの申請資格（規程第2条第1号 □ア □イ）
- 12 大学発ベンチャーの認定を必要とする理由
- 13 準備活動状況及びスケジュール（新規の場合）

添付書類

- ・商業登記簿・法人登記簿に係る謄本等の写し
- ・定款の写し
- ・会社概要及び組織図
- ・事業報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

（新規設立の場合は、定款案、事業計画案、その他審査を実施する大学発ベンチャー審査委員会が必要と認める資料を添付すること。）

様式第2号－1（第4条関係）

結果通知書

年　月　日

様

京都府公立大学法人  
理事長

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第4条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請のあった企業は大学発ベンチャー企業として認定する。

認定期間は　　年　　月　　日までとする。

様式第2号－2（第4条関係）

結果通知書

年　月　日

様

京都府公立大学法人  
理事長

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第4条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請のあった企業は大学発ベンチャー企業として認定しない。

（理由：）

様式第3号（第4条関係）

申請内容変更届出書

年 月 日

京都府公立大学法人  
理事長 様

所属  
職名又は学籍番号等  
氏名  
連絡先（電話）  
(E-mail)

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第4条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更内容  
　　変更前：  
　　変更後：
- 3 変更を証明する書類

様式第4号（第6条関係）

認定番号 第 号

称号記  
様

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第6条第1項の規定により、  
大学発ベンチャー企業の称号を授与します。  
なお、称号の利用期間は 年 月 日までとします。

年 月 日

京都府公立大学法人  
理事長

印

様式第5号（第7条関係）

便宜措置申請書

年 月 日

大学  
学長 様

名 称  
代表者名

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第7条第1項に規定する便宜措置について、下記のとおり申請します。

記

希望する便宜措置

- 第1号：大学内の施設の貸与
- 第2号：大学発ベンチャーの所在地とする商業登記の許可
- 第3号：研究設備等の利用許可
- 第4号：その他（ ）

様式第6号（第7条関係）

便宜措置変更申請書

年 月 日

大学  
学長 様

名 称  
代表者名

年 月 日付けで通知のあった京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第7条に規定する便宜措置について、下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更年月日

2 変更内容

現在の措置内容

希望する措置内容

様式第7-1号（第7条関係）

便宜措置通知書

年 月 日

様

大学  
学長

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第7条第1項に規定する便宜措置について、下記のとおり認めますので通知します。

記

1 便宜措置期間

2 大学が認める便宜措置

- 第1号：大学内の施設の貸与
- 第2号：大学発ベンチャーの所在地とする商業登記の許可
- 第3号：研究設備等の利用許可
- 第4号：その他（ ）

様式第7-2号（第7条関係）

便宜措置通知書

年 月 日

様

大学  
学長

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第7条第1項に規定する便宜措置について、下記の理由により認められませんので通知します。

記

理由：

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

京都府公立大学法人

理事長

様

名 称

代表者名

事業報告

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 活動状況

2 提出書類

- 直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し
- その他必要と認められるもの

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

京都府公立大学法人

理事長

様

名 称

代表者名

認定取消申出書

京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定等に関する規程第6条第1項の規定により認定を受けた京都府公立大学法人における大学発ベンチャー企業の認定取消について、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 認定取消を受けようとする大学発ベンチャーの名称
- 2 認定番号
- 3 認定日

様式第 10 号（第 11 条関係）

年 月 日  
様

京都府公立大学法人  
理事長

認定取消通知書

年 月 日付けで称号を授与した大学発ベンチャーの認定については、下記により取り消すこととなりましたので、通知します。

記

- 1 認定取消を行う大学発ベンチャーの名称
- 2 認定番号
- 3 認定取消理由